

震災復旧のための震災建築物の被災度区分判定基準および 復旧技術指針講習会のご案内（全構造編）

地震発生後、被災建築物については、被災各県において応急危険度判定活動が実施され、その後は次の段階として、被災建築物の所有者からの相談および業務依頼により、被災建築物の再使用の可能性を判定し、復旧するための被災度区分判定および復旧業務の迅速な実施が重要となります。

所有者等からの依頼により、建築士事務所に所属する建築士が被災度区分判定及び復旧に伴う設計・工事監理業務を実施するには、その業務の内容を習得していることが必須となります。

群馬県建築士事務所協会では（一財）日本建築防災協会との共催により、平成17年より被災度区分判定及び復旧業務を行うことができる建築士を育成することを目的に標記講習会を実施してきました。

この度、（一財）日本建築防災協会による本講習別冊テキストが作成されこれらをテキストとして、より多くの建築士事務所（建築士）が今後起こり得る震災への対応に備えるべく、本講習会を全国的に実施することといたしました。**受講対象者は未受講の方及び被災区分判定・復旧技術者証の有効期限が迫っている方を対象としております。（既に登録されている方の有効期限が令和4年3月31日となります。）**

災害からの早期復旧・復興に寄与する本業務の意義をご理解いただき、是非この機に受講くださいますようお願いいたします。

なお、講習会の受講修了者で希望する建築士に対し（一財）日本建築防災協会より技術者証（カード式）が発行され「技術者名簿」に掲載されます。また、その建築士を有する建築士事務所で、希望する建築士事務所を対象に建築士事務所名簿を作成して都道府県に提出すると共に、（一財）日本建築防災協会のホームページに掲載し、震災後対策として住宅相談や被災度区分判定等の活動が必要となった際の建築士事務所（建築士）の検索、協力要請等の資料として活用に使われます。

この機会に本県建築士事務所に所属する建築士が多数受講されますようご案内いたします。

記

- 主 催** （一社）群馬県建築士事務所協会、（一社）日本建築士事務所協会連合会
- 共 催** （一財）日本建築防災協会
- 後援予定** 群馬県、（公社）日本建築士会連合会、（公社）日本建築家協会、（一社）日本建築構造技術者協会
- 開催日時**
第1回：令和3年12月 3日（金）午前9時30分～午後4時10分
第2回：令和3年12月14日（火）午前9時30分～午後4時10分
- 会 場**
第1回：前橋問屋センター 前橋市問屋町2-2 （TEL：027-251-1175）
第2回：群馬県建築士事務所協会 前橋市元総社町2-23-7 （TEL：027-255-1333）
- テキスト** テキスト①「2015年改訂版 震災建築物の被災度区分判定基準および復旧技術指針【別冊資料】」
テキスト②「2015年改訂版 再使用の可能性を判定し、復旧するための震災建築物の被災度区分判定基準および復旧技術指針」（2016年3月発行）（7,920円税込）
- 受講料** 1人 12,000円（消費税込、テキスト①代込）
※テキスト②については既にお持ちの方は購入する必要がありません。講習会当日ご持参下さい。
- 受講対象** 建築士事務所に所属する1級・2級・木造建築士、建築および防災関係の職員。
- 申込方法** 受講申込書に所要事項を記入し、受講料、テキスト代、写真2枚を添えてお申し込み下さい。
注1）直接持参される場合は下記申込先に受講申込書の提出と合わせ、受講料、テキスト代をお支払い下さい。
注2）銀行振込の場合は、受講申込書と振込金受取書のコピー、受講者の写真2枚、受講券返送用封筒（84円切手貼付）を郵送して下さい。なお払い込み手数料は各自ご負担下さい。
技術者証の希望者は技術者証申込書【別紙1】と発行手数料が、また、建築士事務所名簿の掲載希望者は名簿掲載申込書【別紙2】が必要になりますので、**※注意事項をよくご覧下さい。**
- 銀行振込先** 群馬銀行前橋支店 普通預金口座 1795936 一般社団法人群馬県建築士事務所協会
- 受講申込先** 一般社団法人群馬県建築士事務所協会
（前橋市元総社町2-23-7 TEL 027-255-1333 FAX 027-255-1066）

申込受付と受講券等の発行

受講申込書の提出と受講料等の払込を確認した時点で受付し、受講券と領収書を発行して交付または送付いたします。(講習会当日の申込受付はいたしません)

受講料等を銀行振込の場合は振込金受取書をもって領収書に代えさせていただきます。

なお払い込まれた受講料は返金いたしません。(テキストは送付いたします)

受付時間 平日の10:00~11:30 13:00~16:00

定員 第1回:50名 第2回:20名(予定)

申込期限 令和3年11月24日(水)(但し定員に達し次第締め切ります。)

時間割・講習内容・講師予定(都合により変更する場合があります。)

時間割	講習内容	講師等
9:30~9:35	開講挨拶	(一社)群馬県建築士事務所協会
9:35~10:25	被災度区分判定の考え方	DVDによる映像講習
(休憩)		
10:30~12:00	木造建築物の被災度区分判定基準 および復旧技術指針	DVDによる映像講習
(昼食・休憩)		
13:00~14:30	鉄骨造建築物の被災度区分判定 基準および復旧技術指針	DVDによる映像講習
(休憩)		
14:40~16:10	鉄筋および鉄骨鉄筋コンクリート 造建築物の被災度区分判定基準 および復旧技術指針	

※注意事項

1. 技術者証の発行【別紙1により申込】

①講習会の修了者の希望によって、(一財)日本建築防災協会より「震災復旧のための震災建築物被災度区分判定・復旧技術者証」(有効期間令和9年3月31日)を発行します。発行手数料は受講料、テキスト代とは別に1,100円(消費税込)が必要になります。(→後日カード式の技術者証が(一財)日本建築防災協会より申込者宛送付されます。)

②過去に本講習会を受講し、技術者証の発行を受けている方で、再発行(更新)を希望する方には本講習会を再度受講して、有効期間令和9年3月31日の技術者証を発行いたします。(手数料は①と同じ)

2. 建築士事務所名簿への掲載【別紙2により申込】

本講習会の受講者で、震災復旧のための震災建築物被災度区分判定・復旧業務を行う建築士については、「震災復旧のための震災建築物被災度区分判定・復旧技術建築士事務所名簿」(以下「技術事務所名簿」という。)の掲載申込みをしていただきます。本会では「技術事務所名簿」を作成し、その名簿を群馬県に提出するとともに、(一財)日本建築防災協会のホームページに掲載し、震災時に活用の便に供するよう管理します。

3. 技術者証申込書および技術事務所名簿掲載申込書

本会ホームページからダウンロードできますので、できるだけ受講申込時にご提出下さい。ホームページからダウンロードできない方には、受講申込時に本会窓口で配布しますので、講習会当日に会場受付にご提出下さい。 本会 HP: <https://www.sekkei-gunma.jp/>

4. 技術者証の発行および建築士事務所名簿の掲載資格要件

技術者証:受講修了者で発行を希望する建築士資格を有する者。

建築士事務所名簿:技術者証の発行を発行された建築士が所属する建築士事務所。

5. 受講者の写真(2枚)

受講券および技術者証に使用する写真(タテ3.5cm、ヨコ2.5cm)を2枚、裏面に氏名を記入したものを受講申込み時に用意して下さい。(不鮮明なものは不可)

6. 本講習会は建築CPD情報提供制度の認定プログラム(予定)となります。

7. 新型コロナウイルス感染症感染防止対策として、座席は1人掛けとさせていただきます。